３　胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト　700点
４　セクレチン試験　3,000点
注　検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２９０　卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト　100点
Ｄ２９０－２　尿失禁定量テスト（パッドテスト）　100点
Ｄ２９１　皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量（ＭＥＤ）測定
１　21箇所以内の場合（１箇所につき）　16点
２　22箇所以上の場合（一連につき）　350点
Ｄ２９１－２　小児食物アレルギー負荷検査　1,000点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、９歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年２回に限り算定する。
２　小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２９１－３　内服・点滴誘発試験　1,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、２月に１回に限り算定する。
（ラジオアイソトープを用いた諸検査）
通則
区分番号Ｄ２９２及びＤ２９３に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号Ｄ２９４に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
Ｄ２９２　体外からの計測によらない諸検査
１　循環血液量測定、血漿量測定　480点
２　血球量測定　800点
３　吸収機能検査、赤血球寿命測定　1,550点
４　造血機能検査、血小板寿命測定　2,600点
注１　同一のラジオアイソトープを用いて区分番号Ｄ２９２若しくはＤ２９３に掲げる検査又は区分番号Ｅ１００からＥ１０１－４までに掲げる核医学診断のうちいずれか２以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。
２　検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として１回の算定とする。
３　核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。
Ｄ２９３　シンチグラム（画像を伴わないもの）
１　甲状腺ラジオアイソトープ摂取率（一連につき）　365点
２　レノグラム、肝血流量（ヘパトグラム）　575点
注　核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。
Ｄ２９４　ラジオアイソトープ検査判断料　110点
注　ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。
（内視鏡検査）
通則
１　超音波内視鏡検査を実施した場合は、超音波内視鏡検査加算として、300点を所定点数に加算する。
２　区分番号Ｄ２９５からＤ３２３まで及びＤ３２５に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を２回以上実施した場合における２回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
３　当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、１回につき70点とする。
４　写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。
５　緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査（区分番号Ｄ３２４及びＤ３２５に掲げるものを除く。）を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
イ　休日加算　所定点数の100分の80に相当する点数
ロ　時間外加算（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）　所定点数の100分の40に相当する点数
ハ　深夜加算　所定点数の100分の80に相当する点数
ニ　イからハまでにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合　所定点数の100分の40に相当する点数
Ｄ２９５　関節鏡検査（片側）　720点
Ｄ２９６　喉頭直達鏡検査　190点
Ｄ２９６－２　鼻咽腔直達鏡検査　220点
Ｄ２９７　削除
Ｄ２９８　喉裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー（部位を問わず一連につき）　600点
Ｄ２９８－２　内視鏡下嚥下機能検査　720点
Ｄ２９９　喉頭ファイバースコピー　600点
Ｄ３００　中耳ファイバースコピー　240点
Ｄ３００－２　顎関節鏡検査（片側）　1,000点
Ｄ３０１　削除
Ｄ３０２　気管支ファイバースコピー　2,500点
注　気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、気管支肺胞洗浄法検査同時加算として、200点を所定点数に加算する。
Ｄ３０２－２　気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査　320点
Ｄ３０３　胸腔鏡検査　7,200点
Ｄ３０４　縦隔鏡検査　7,000点
Ｄ３０５　削除
Ｄ３０６　食道ファイバースコピー　800点
注１　粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
２　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。
Ｄ３０７　削除
Ｄ３０８　胃・十二指腸ファイバースコピー　1,140点
注１　胆管・膵管造影法を行った場合は、胆管・膵管造影法加算として、600点を所定点数に加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。
２　粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
３　胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、胆管・膵管鏡加算として、2,800点を所定点数に加算する。
４　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加